

総量削減義務と排出量取引制度における  
燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める  
電気使用割合が 20%未満である事業所に対する  
削減義務率の緩和措置に関するガイドライン

2026（令和8）年4月

（第4計画期間版）

東京都環境局

## 目 次

1 基本的な考え方 .....	1
2 適用期間 .....	1
3 緩和措置の対象となる事業所の要件 .....	1
4 緩和措置の程度 .....	2
5 緩和措置の対象となる事業所であることを確認する期間 .....	2
6 具体的な提出方法等 .....	3
7 確認書（第1号様式）の記載方法 .....	5

第1号様式 燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める電気の使用割合が20%未満である事業所に対する削減義務率の緩和措置に係る確認書

温室効果ガス総量削減義務と排出量取引制度の第四期削減義務率から減ずる割合について（通知）

## 1 基本的な考え方

第4計画期間では、指定地球温暖化対策事業所等（以下「事業所」という。）が報告する特定温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素排出量については、当該事業所が契約する一般電気事業者及び特定規模電気事業者の排出係数（以下「実排出係数」という。）を用いて算定する。事業所の燃料等使用量に占める電気の使用割合が低い事業所については、電気の実排出係数低減による特定温室効果ガス排出量の削減余地が小さく、電気の使用割合が高い事業所と比べて不利となる可能性がある。このため、燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める電気の使用割合が「20%未満」である事業所については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都条例第39号。以下「規則」という。）第4条の16第7項に基づき、温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（以下「本制度」という。）の第4計画期間に限り、削減義務率を減ずるもの（以下「緩和措置」という。）とする。

規則（令和7年4月1日施行）

第4条の16

7 前項の規定にかかわらず、次の表一の項及び三の項に掲げる事業所の種類に該当するものの第四期削減義務率は、同欄に掲げる事業所の種類に応じ、前項の表上欄に掲げる事業所の種類に応じた当該中欄に掲げる割合、同表二の項に掲げる事業所の種類に該当するものの第四期削減義務率は、前項の表上欄に掲げる事業所の種類に応じた当該中欄又は下欄に掲げる割合から、次の表の下欄に掲げる割合を減じて得た割合とする。

事業所の種類	割合
一 第一期該当事業所のうち、主たる用途が病院その他の医療施設で構成されるものの（三に掲げる事業所を除く。）	百分の二
二 知事が別に定める基準となる期間における他人から供給された電気に係る原油換算エネルギー使用量の、当該期間における全ての燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める割合が平均で二割未満である事業所（三に掲げる事業所を除く。）	百分の三
三 一及び二のいずれにも該当する事業所	百分の五

## 2 適用期間

第4計画期間（令和7（2025）年度から令和11（2029）年度まで）

## 3 緩和措置の対象となる事業所の要件

緩和措置の対象となる事業所の要件は、知事が別に定める基準となる期間において、他人から供給された電気の年度の使用量に単位発熱量及び原油換算係数（0.0258（kL/GJ））を乗じて算定される原油換算エネルギー使用量の期間平均割合が、事業所全体の

原油換算エネルギー使用量の 20%未満であることとする。知事が別に定める基準となる期間は、本ガイドラインの「5 緩和措置の対象となる事業所であることを確認する期間」を参照のこと。

なお、事業所に課される削減義務率の程度については、緩和措置を受ける要件としない。第 4 計画期間中の削減義務率が 50%又は 48%の事業所に限らず、41%又は 39%、31%又は 29%の事業所も緩和措置を受けることができる。

#### 4 緩和措置の程度

緩和措置の対象となる事業所に対して、本制度の削減義務率から減ずる程度は「3%」とする。なお、医療施設に対する削減義務率の緩和措置と合わせて本ガイドラインの緩和措置を受ける場合（第 4 計画期間中の削減義務率が 50%又は 48%の事業所に限る。）は、本制度の削減義務率から減ずる程度は「5%」となる。

表 1 削減義務率から減ずる程度（削減義務率が 50%又は 48%の場合）

	電気使用割合 20%未満の緩和措置適用前	電気使用割合 20%未満の緩和措置適用後	
		医療緩和措置の適用無	医療緩和措置の適用有
区分Ⅰ－1の事業所	50%	47%	45%
区分Ⅰ－2又は区分Ⅱの事業所	48%	45%	43%

※ 1 緩和措置の対象となる事業所が優良特定地球温暖化対策事業所（経過措置により、第 4 計画期間中の削減義務率を減少する事業所に限る。）に該当する場合は、適用後の削減義務率に対して、優良特定地球温暖化対策事業所の緩和率（3/5又は 4/5）を乗じて当該事業所の削減義務率を算定する。

表 2 削減義務率から減ずる程度（削減義務率が 50%又は 48%以外の場合）

	電気使用割合 20%未満の緩和措置適用前	電気使用割合 20%未満の緩和措置適用後
区分Ⅰ－1の事業所	41% (31%)	38% (28%)
区分Ⅰ－2又は区分Ⅱの事業所	39% (29%)	36% (26%)

※ 2 緩和措置の対象となる事業所が優良特定地球温暖化対策事業所の経過措置を受ける場合は、※ 1 と同様の取扱いとする。

#### 5 緩和措置の対象となる事業所であることを確認する期間

本制度において緩和措置の対象となる事業所であるか（事業所の燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める電気の使用割合が 20%未満であるか）の確認は、事業所が提出する地球温暖化対策計画書又は基準排出量決定申請書に添付する特定温室効果ガス

排出量算定報告書により確認する。本制度において緩和措置の対象となる事業所であることを確認する期間等については、次のとおりである。

① 第4計画期間の前年度までに特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所

第4計画期間の前年度（令和6（2024）年度）までに特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所については、令和4（2022）年度から令和6（2024）年度の3か年度（ただし、基準排出量を連続する3か年度分の年間排出量の平均値により算定し、排出量が標準的でない年度と判断される年度が存在する場合にあっては、その年度を除く。）の当該事業所の燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める電気の使用割合の平均値が20%未満であること。

② 第4計画期間中に新規に特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所

第4計画期間中に新規に特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所については、基準期間の3か年度（ただし、基準排出量を連続する3か年度分の年間排出量の平均値により算定し、排出量が標準的でないと知事が認める年度が存在する場合にあっては、その年度を除く。中小企業等が所有する部分のエネルギー使用量の割合が1/2以上となった事業所が再び特定地球温暖化対策事業所に該当した場合は、再び該当した年度の3か年度前から前年度までの3か年度とする。）の事業所の燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める電気の使用割合の平均値が20%未満であること。

なお、①又は②に示す算定期間で本制度の緩和対象となる事業所の要件を満たさない場合、第4計画期間中の各年度において、事業所の燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める電気の使用割合が20%未満になったとしても、本ガイドラインの緩和措置を受けることはできない。

## 6 具体的な提出方法等

### (1) 提出書類

次のア及びイを提出すること。なお、登録検証機関の検証は不要である。また、イの添付書類は既存の資料のコピー等の添付でも可とする。

ア 燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める電気の使用割合が20%未満である事業所に対する削減義務率の緩和措置に係る確認書（第1号様式。以下「確認書」という。）

### イ 添付書類

設備の電化が困難な理由及び設備更新計画等の概要を補足する次の資料を添付すること。

- (ア) 設備の電化が困難であることがわかる資料（設備機器台帳、設備フロー図、設備の利用状況が確認できる資料等）
- (イ) 設備更新計画等の内容がわかる資料（電化率の向上に向けた計画がある場合はその内容を含む）

(2) 提出時期

- ① 第4計画期間の前年度までに特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所（「5緩和措置の対象となる事業所であることを確認する期間」①に該当する事業所）  
令和7（2025）年度に、第3計画期間の最終年度（令和6（2024）年度）の排出量実績を報告する地球温暖化対策計画書と合わせて確認書等を提出する。
- ② 第4計画期間中に新規に特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所（「5緩和措置の対象となる事業所であることを確認する期間」②に該当する事業所）  
基準排出量決定申請書と合わせて確認書等を提出する。

(3) 東京都からの通知

東京都は、提出された確認書により緩和措置の要件を満たすか確認し、当該事業所へ確認結果（第4計画期間に適用する削減義務率から減ずる割合）を通知する。

表3 手続の流れ（例①：第4計画期間の前年度までに特定地球温暖化対策事業所に該当した場合）

年度等	第3計画期間	第4計画期間	
	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度～ 令和11（2029）年度
事項	令和4～6年度の電化率により緩和措置の対象となる事業所に該当	◎計画書に添付し、 確認書を提出  →○都通知	以降、確認書の提出は不要

※令和7（2025）年度に提出された確認書により緩和措置の適用が認められた場合は、令和7（2025）年度の削減義務率から緩和される。

表4 手続の流れ（例②：第4計画期間2年目（令和8年度）に新規に特定地球温暖化対策事業所に該当した場合）

年度等	第4計画期間	
	令和8（2026）年度	令和9（2027）年度～ 令和11（2029）年度

事項	基準排出量の算定年度の3か年度の電化率により緩和措置の対象となる事業所に該当	◎9月末までに 基準排出量決定申請書に添付し、確認書を提出  →○都通知	以降、確認書の提出は不要
----	--	---	--------------

## 7 確認書（第1号様式）の記載方法

確認書には、次の内容を記載する。

- ・ 「指定番号」及び「事業所の名称」欄  
 指定番号及び事業所の名称は、地球温暖化対策計画書及び特定温室効果ガス排出量算定報告書と同様に記載する。
- ・ 「1 緩和措置の要件確認」各欄  
 特定温室効果ガス算定報告書から、要件確認の対象となる年度、当該年度の事業所の年間原油換算エネルギー使用量及び電気使用量を転記する。また、基準排出量を連続する3か年度分の年間排出量の平均値により算定し、排出量が標準的でないと知事が認める年度が存在する場合は、その年度を選択する。  
 年間原油換算エネルギー使用量に占める電気使用量（原油換算値）の割合が「20%未満」であることを確認すること。
- ・ 「2 設備の電化が困難な理由及び設備更新計画等の概要」  
 設備の電化が困難な理由及び今後の設備更新計画等の概要について記載する。設備更新計画については、第4計画期間終了後の計画を含んでいても問題ない。
- ・ 「3 添付する書類」欄  
 設備の電化が困難な理由及び今後の設備更新計画等の概要を補足する添付書類の名称等を記載する。

燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める電気使用の割合が20%未満である事業所に対する削減義務率の緩和措置に係る確認書

指定番号		事業所の名称	
------	--	--------	--

1 緩和措置の要件確認

要件確認の年度	年度	年度	年度
排出量が標準的でない年度			
原油換算エネルギー使用量	kL	kL	kL
電気使用量	千kWh	千kWh	千kWh
	kL	kL	kL
原油換算エネルギー使用量に占める電気使用の割合	%	%	%
			%

2 設備の電化が困難な理由及び設備更新計画等の概要

設備の電化が困難な理由	
設備更新計画等の概要	

3 添付する書類

	△別紙 ( ) のとおり
	△別紙 ( ) のとおり
	△別紙 ( ) のとおり

(日本産業規格A列4番)

# 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の 第四期削減義務率から減ずる割合について（通知）

第 年 月 日 号

殿

東京都知事

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の16第7項に規定する第四期削減義務率から減ずる割合は、総量削減義務と排出量取引制度における  
〔燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める電気使用割合が20%未満である事業所〕  
〔医療施設〕  
に対する削減義務率の緩和措置に関するガイドラインの規定により、次のとおりとなりましたので通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
指定番号	
第四期削減義務率から減ずる割合	
備考	

(日本産業規格A列4番)